

令和6年度 学校給食用物資納入業者登録の申請方法について

上板町学校給食センターでは「上板町学校給食センターの給食物資の調達に関する要領」に基づき、学校給食用物資の納入業者として登録をしようとする者について、納入業者の要件を審査し、要件を満たしている者を学校給食用物資納入業者登録名簿に登録するものです。

登録されても、直ちに見積依頼や発注があるとは限りませんのでご留意願います。

1. 申請が必要な方

上板町学校給食用物資の納入業者として登録を希望する方

ただし、次のいずれかに該当する方は申請できません。

- ・民法第19条第1項に規定する制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。）
- ・破産者で復権を得ない者

2. 受付場所及び受付期間

- ・受付場所：上板町役場総務課

- ・受付期間：令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで
（土、日、祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

※ なお、業者登録の受付は、受付期間終了後も随時行っていますが、受付期間以後に申請があったものについては、登録等諸手続に時間がかかりますのでご留意ください。

3. 登録の有効期間

- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 提出方法

- ・郵送、又は持参（午後5時15分必着）

5. 問い合わせ

指名競争入札参加資格審査申請書

〒771-1392

徳島県板野郡上板町七條字経塚 42

上板町役場 総務課

電話 088-694-6801

学校給食用物資納入業者登録申請書

〒771-1347

徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本 250-4

上板町学校給食センター

電話 088-694-2279

6. 提出書類等

指名競争入札参加資格審査申請書（様式第5号）を総務課まで提出してください。
提出後に次の書類を学校給食センターまで提出してください。

NO.	区 分	法 人	個 人
1	食品衛生法に基づく営業許可を受けた業種にあつては、所管する保健所の食品衛生監視票の写し	該当者のみ ○	該当者のみ ○
2	誓約書	○	○

7. 納入業者の要件

納入業者の要件は、上板町学校給食センターの給食物資の調達に関する要領第2条に規定する次のとおりとします。

上板町学校給食センターの給食物資の調達に関する要領より抜粋

第2条 給食物資を納入しようとする事業者（以下「登録事業者」という。）は、あらかじめ次の書類を上板町に提出し登録しなければならない。

- (1) 指名競争入札参加資格審査申請書
- (2) 経歴書
- (3) 使用印鑑届
- (4) 納税証明書
- (5) 印鑑証明書
- (6) その他必要な書類

2 登録事業者は、次の各号に定める要件を具備しなければならない。

- (1) 店舗は衛生管理が優秀であること。
- (2) 電話及び物資納入に適正な車輛を有し、連絡に便利で迅速に納品できること。